

2026年度後期分 学費免除・徴収猶予申請について

経済的理由等により授業料等の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる方を対象に、審査の上、入学料・授業料の免除・徴収猶予を受けられる制度があります。申請を希望する方は、申請資格・申請期間・提出方法を確認してください。

1 学費（入学料・授業料）免除の申請について

(1) 申請資格者

- ① **入学料免除** 本学の入学許可者（研究生、聴講生等は除く）で、以下のいずれかに該当する者
 - (ア) 経済的理由によって入学料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者（大学院入学許可者のみ）
 - (イ) 入学前1年以内において、申請者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は申請者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納付が困難であると認められる者
 - (ウ) その他やむを得ない事情があると認められる者
 - (エ) 修学支援新制度の採用者、又は申請予定の者（学部入学許可者のみ）
- ② **授業料免除** 本学の学生（研究生又は聴講生等は除く）で次のいずれかに該当する者
 - (ア) 経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者
 - (イ) 申請者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、授業料の納付が困難であると認められる者
 - (ウ) その他やむを得ない事情があると認められる者

(2) 申請方法・申請期間

- ① **申請方法**：簡易書留郵便による郵送 又は 免除担当窓口へ提出
- ② **申請期間**：

10月新入生 8月3日（月）～入学予定学部・研究科等の入学手続期間最終日（※）

※ 注意

- ・ 締切日は入学手続書類で必ず確認してください。
- ・ 10月入進学者の前期の申請は後期に引き継がれません。後期新規申請が必要です。
- ・ 入学料免除を申請せず授業料免除のみ申請する場合、締切は10月6日（火）です。
- ・ 郵送申請の場合、申請最終日の消印有効かつ2営業日後までに必着です。

在学生 8月3日（月）～10月6日（火）

- ③ **申請方法詳細・申請書ダウンロード**：

https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/admissions/tuition-fees/h01_02.html



2 学費徴収猶予（延納・分納）の申請について

入学料免除及び授業料免除の申請を行うと、結果通知（1月中旬）までの期間、入学料及び授業料の支払いは猶予されます。この猶予期間を超えての猶予を希望する場合は、申請様式一式を送付しますので、下記お問合せ先までメールでご連絡ください。申請期間について、入学料徴収猶予は入学料免除と同一、授業料徴収猶予は授業料免除と同一です。

お問合せ先：東京大学本部奨学厚生課授業料等免除チーム

〒113-8654 東京都文京区本郷7-3-1

E-mail: syougaku.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

※メールの際は、氏名・所属（予定）の学部（研究科）・学生証番号を本文に記載してください。